

プライバシーに配慮した多床室型特別養護老人ホーム優先入所指針

1 基本方針

平成28年度以降に整備したプライバシーに配慮した多床室型特別養護老人ホーム（改修を除く）における優先入所基準及び入所決定の手続きについては、名古屋市特別養護老人ホーム優先入所指針（以下、「一般指針」という。）にかかわらず、この指針に定めるところによる。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プライバシーに配慮した多床室型特別養護老人ホーム

次のすべてを満たすものとして整備した特別養護老人ホームをいう。

ア プライバシーに配慮した多床室となっていること

イ 補足給付対象者（負担限度額認定証を交付されている方）の入所割合を75%以上とすること

(2) プライバシーに配慮した多床室

次の各号に掲げるものをいう。

ア 各ベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されていること

イ 建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められないこと

3 入所申込み後の状況の変更に伴う届出

入所申込書を提出した後、入所希望者等について以下の状況が変化した場合、入所申込者は書面にてその旨の届出をするか再度の入所申込を行うものとする。

(1) 入所希望者の要介護度や認知症による中核症状、行動・心理症状変化

(2) 主たる介護者の変更

(3) 負担限度額認定の状況

(4) その他入所の必要性に大きく関係する状況変化

4 入所決定

定員の75%以上は、補足給付対象者（負担限度額認定証を交付されている方）より入所決定するものとする。

5 適用時期

この指針は、平成29年4月1日から適用する。ただし、適用に向けた各種準備手続きについては、事前に進めることができるものとする。

6 準用

この指針に定めのないものについては、一般指針を準用する。